

(記載例)

【注意事項】

- ・ 独自に作成した申請書は使用不可。
- ・ 提出部数：1部（※片面印刷）

根拠法規	重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令第1条
主務官庁	経済産業省

関税割当申請書

経済産業大臣 殿

申請者氏名（名称） **株式会社 経済産業** ※法人：登記された商号（会社名）（※株等の省略は不可。）
法人番号 1234567890123
※個人事業者：本人の氏名+（商号）

↓※法人：登記された本店住所（又は輸入業務を行う営業所住所）

↑※13桁（印鑑証明書の番号は不可）

申請者住所 **東京都千代田区霞が関1丁目3番1号** ↓※個人事業者：自治体等に印鑑登録された住所（又は輸入業務を行う営業所住所）
電話番号 03-3501-1659代表者名 **代表取締役 経済太郎** ↓※法人：登記された役職名+代表者氏名
資格 **代表権者** ※個人事業者：本人氏名（本人の記名）

↑※担当部門の電話番号

申請年月日 **20●●年●●月●●日** ※郵送発送日を記載。↑※法人の場合：代表権者と記載。
（又は代権者から委任を受けた者は「受任者」と記載）

↑※個人事業者の場合：本人と記載。

申請の明細

関税率表番号	品名	数量及び単位
64.03ex 64.04ex 64.05ex	革製及び革を用いた履物 (スポーツ用のもの及びスリッパを除く。)	350足

※「革靴」の場合は、上記のとおり記載してください。
※「皮革」の場合は、下記の表中の該当する関税率表番号及び品名を記載してください。

関税率表番号	品名
41.04ex	牛馬革
41.07ex	(染色色等したもの)
41.01ex	牛馬革
41.04ex	(その他のもの)
41.07ex	
4105.30-1	
4106.22-1	羊革・やぎ革
4112.00-2(1)	(染色色等したもの)
4113.10-2(1)	

※事業計画に沿った適切な輸入予定数量（整数）を記載してください。
※日欧（EU）経済連携協定等に基づくEPA税率等で輸入予定の数量（関税割当証明書を使用しない数量）は、申請数量から除いてください。【注】
※単位は、
革靴は「足」を、
皮革は「㎡」を記載。

【注】EPA税率：輸入通関の際に、輸入先国（EU、ASEAN等の協定締結国）の原産地証明書等を日本の税関に提示することにより（関税割当証明書を使用せずに）関税割当の適用税率と同等程度または低い関税率により、輸入できる制度です。申請前に、EPA制度の活用も併せて御検討ください。

（参考）税関ホームページより

■原産地規則ポータル・協定制度■

<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

■初めてRCEP協定（中国等）を利用される方へ（輸入）

<https://www.customs.go.jp/roo/origin/rcep.html>

■初めて日EU・EPAを利用される方へ（輸入）■

<https://www.customs.go.jp/roo/origin/jpeu.htm>

注1 用紙の大きさはA列4番とすること。

注2-① 資格欄には、法人にあっては、「代表権者」と記載する。する場合には、「受任者」と記載する。

注2-② 資格欄には、個人事業者にあっては、「本人」と記載する。